企画提案書等に関する質疑応答

質問内容	回答
【質問1】 ・応募要領 6頁 (3)提出書類の欄に、 「根拠資料も必ず添付すること。」との記載が ありますが、具体的にどのような資料を想定 されているかご教授頂けますでしょうか。	【質問1回答】 根拠資料は、参考見積書(様式10)に記載の 「※見積明細書を別途添付すること。」のこと です。
【質問2】 1名オンライン参加を希望する者がいるので すが、プレゼンテーションは、オンライン× オフラインのハイブリッド形式で実施するこ とは可能でしょうか?	【質問2回答】 プレゼンテーションは、対面で実施すること としており、対面とオンライン形式の併用は 認めません。

参加表明書等に関する質疑応答

質問内容	回答
【質問1】	【質問1回答】
4頁 5.2 (3) 提出書類	共同企業体での参加希望の場合、参加表明時
	に提出いただく書類は以下のとおりです。
共同企業体での参加希望の場合、参加表明書	
類はどのように作成したらよろしいでしょ	①参加表明書兼誓約書(様式1)
うか?	誓約事項について、全ての構成員が誓約す
	ることを確認した上で、代表企業が1枚作成
	し、提出してください。
	②参加表明者概要(様式 2)
	構成員毎に作成し、提出してください。
	③業務実施体制(様式3)
	各構成員の担当業務の範囲がわかるように
	1枚にまとめて作成し、提出してください。
	④参加表明者(企業)の業務実績(様式4) ##は最の実体によりによります。
	構成員の実績に応じて、最大2枚まで作成
	し、提出してください。
	 ⑤納税証明書(2種類)
	・消費税又は地方消費税に滞納のない証明
	・兵庫県税に滞納のない証明
	※兵庫県税の課税実績がない場合は
	誓約書(様式5)
	以上について、構成員毎に提出してくださ
	が上に がく、 情/成員 母に 歴田 ひ くくださ い。

参加表明書等に関する質疑応答

質問内容

回答

【質問2】

【応募要領: P. 4 4.2 参加表明書(企業)に 対する要件】

・共同企業体での参加の場合、参加表明者は 代表企業であり、その他構成員は「業務体制」 にて記載するとの理解で正しいでしょうか。

【質問3】

【応募要領: P. 4 5. 2(2) 参加表明者(企業)の業務実績(様式4)、P. 5 5. 6 被要請者選定基準 参加表明者(企業)の評価】

「国の行政機関又は都道府県発注業務の実 績」について、

- ・行政機関が株主の企業様に対する実績は記載可能でしょうか。
- ・直販のみが対象でしょうか。例えば行政機 関より別企業が受注した案件において、関連 業務の受託という形で関与した実績は記載可 能でしょうか。

【質問4】

参加表明書類提出時の納税証明書の提出について、メールでの提出の場合、写しで良いのか。

【質問2回答】

【質問1回答】のとおり。

【質問3回答】

応募要領 5 参加方法 5.6 被要請者選定基準において、実績の判断基準を「国の行政機関又は都道府県発注業務の実績」としており、「行政機関が株主の企業」が発注する業務は実績の対象としません。

また、行政機関と参加表明者が直接契約した 業務を実績の対象とし、再委託によって受託 した業務は実績の対象としません。

なお、本公募型プロポーザルにおける「国の 行政機関」とは、国家行政組織法第三条第四 項で定めるものに加え、内閣府及びデジタル 庁も対象とします。

【質問4回答】

参加表明書類提出時の納税証明書の提出について、メールでの提出の場合は、納税証明書の写しの提出で良いものとします。

ただし、企画提案書等の提出を求める被要請者は、プレゼンテーション審査時に納税証明書の原本を提出いただきます。